

# 金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付要綱

(令和2年3月24日決裁)

改正 令和2年12月14日決裁

令和3年3月19日決裁

令和4年3月11日決裁

令和5年3月22日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢産農林水産物の加工品の商品開発を促進することにより、その付加価値を高め、消費の拡大を図り、もって本市の農林水産業の活性化に資するため、市内の農林漁業者等が行う金沢産農林水産物商品化に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金沢産農林水産物 加賀野菜、金沢そだち及び海幸金沢ブランド品目をいう。
- (2) 加賀野菜 金沢市農産物ブランド協会が認定した15品目（加賀れんこん、さつまいも、たけのこ、加賀太きゅうり、源助だいこん、金時草、打木赤皮甘栗かぼちゃ、ヘタ紫なす、金沢せり、金沢一本太ねぎ、加賀つるまめ、二塚からしな、くわい、赤ずいき及び金沢春菊をいう。）の野菜をいう。
- (3) 金沢そだち 金沢市農産物ブランド協会が認定した5品目（だいこん、すいか（小玉すいか含む）、なし、トマト及びきゅうりをいう。）の野菜等をいう。
- (4) 海幸金沢ブランド品目 金沢市水産物ブランド化推進協議会が認定の対象としている3品目（甘えび、加能ガニ及び香箱ガニをいう。）の水産物をいう。
- (5) 金沢産農林水産物商品化 加賀野菜、金沢そだち及び海幸金沢ブランド品目の加工品の商品開発、販路開拓等を行う事業をいう。
- (6) 加賀野菜希少品目 加賀野菜のうち、ヘタ紫なす、金沢せり、加賀つるまめ、二塚からしな、くわい及び赤ずいきをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「補助対象者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

(1) 市内に住所を有し、加賀野菜及び金沢そだちを生産する農業者並びに海幸金沢ブランド品目を水揚げする漁業者（以下「生産者」という。）

(2) 規約、会則等を有するものであって、生産者等で組織する任意団体

(3) 本市に主たる事業所又は生産施設を有する食品関連企業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としな

(1) 市税を滞納している者

(2) 当該金沢産農林水産物商品化について、国、地方公共団体その他これらに類する団体から他の補助金又は助成の適用を受ける者

(3) 補助金の交付が不相当であると市長が認める者及びこれに準ずる者として補助金の交付が不相当であると認める者

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、金沢産農林水産物商品化に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費とする。ただし、金沢産農林水産物商品化以外に使用可能な汎用性の高い物品の購入及びリースに係る経費は、補助対象経費にすることができない。また、委託費及び備品購入費の合計は、補助対象経費の2分の1以内とする。

(1) 試作に要する経費

(2) パッケージデザインに要する経費

(3) 成分分析に要する経費

(4) 試作品の試食会、試験販売等に要する経費

(5) 商談会等への出展に要する経費

(6) その他市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費を合算した額の2分の1以内（加賀野菜希少品目の加工品にあっては、対象経費の3分の2以内）とし、500,000円を上限とする。ただし、補助金の額に10,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費を合計した額が300,000円に満たない場合は、補助金を交付しない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交

付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助事業の変更申請）

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知を受けた後において、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ金沢産農林水産物商品化推進事業変更等承認申請書（様式第3号）に必要書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。
- (2) 補助金の額を変更しようとするとき。
- (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、これを承認して補助金の額の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の内容を変更したときは、金沢産農林水産物商品化推進事業変更等承認通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、金沢産農林水産物商品化推進事業実績報告書（様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第10条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を金沢産農林水産物商品化推進事業補助金確定通知書（様式第6号）によりその旨を補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた者は、請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときには、交付決定の額の範

圏内で、概算払により補助金を交付することができる。

- 5 前項の規定により補助金が超過して交付されたときは、事業完了後その超える部分の額の補助金を市長に直ちに返還しなければならない。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(2) 当該年度内に補助事業を完了できなかった場合

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当し、補助事業者から申出があったときは、市長は補助金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(1) 災害又は疾病により事業の継続が困難となった場合

(2) その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月14日決裁)

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和3年3月19日決裁)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月11日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日決裁)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付申請書

金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名
- 3 補助申請額 円
- 4 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 5 事業の実施期日 着手予定 年 月 日  
完成予定 年 月 日
- 6 添付資料 事業計画書（別紙 1）  
収支予算書（別紙 2）  
その他市長が必要と認める書類

(別紙 1)

事業計画書

事業の目的	
事業計画	
事業の効果	
備考	

(別紙 2)

収支予算書

(1) 経費の配分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考 (借入金)
		市補助金	自己負担	

(2) 収入の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
市補助金		
自己負担		
計		

## (3) 支出の部

(単位：円)

区分	予算額	備考
(1) 試作に要する経費 (2) パッケージデザインに 要する経費 (3) 成分分析に要する経費 (4) 試作品の試食会や試験 販売等に要する経費 (5) 商談会等への出展に要 する経費 (6) その他		
計		



住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 様

金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記の補助金については、金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記の条件を付して金円を交付することに決定したので通知します。

年 月 日

金沢市長

記

- 1 この補助金の交付対象となる補助事業の内容は、年 月 日付け金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の額は、補助事業が完了した後に確定する。
- 3 補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- 4 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合（市長が定める軽微な変更をする場合を除く。）においては、市長の承認を受けること。
- 5 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- 6 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 7 補助事業が完了したときには、完了後15日以内に、補助事業の成果を記載した金沢産農林水産物商品化推進事業実績報告書に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにした書類を添えて、市長に報告すること。
- 8 市長は必要があると認めるときには、交付決定額の範囲内で、概算払をすることができる。

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

金沢産農林水産物商品化推進事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のありました

補助事業について、下記のとおり事業内容を  
（変更）  
中止 したいので、金沢産農林水産物商  
（廃止）

品化推進事業補助金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

1 （変更）  
中止 理由  
（廃止）

2 変更内容

区分	変更前	変更後

第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 様

金沢産農林水産物商品化推進事業変更等承認通知書

年 月 日付で申請のありました標記の補助事業について、下記のと

おり 

変更
中止
廃止

 を承認しますので、金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付要綱第 8

条の規定により、通知します。

年 月 日

金沢市長

記

1 承認の内容

2 補助金額の変更

変更後補助金交付決定額 円

既 交 付 決 定 額 円

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名

金沢産農林水産物商品化推進事業実績報告書

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知のありました  
補助事業を、下記のとおり実施しましたので、金沢産農林水産物商品化推進事業補助金  
交付要綱第 9 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助年度 年度
- 2 補助事業名
- 3 補助申請額 千円
- 4 補助事業の内容及び経費の配分 （別紙のとおり）
- 5 事業実施期間 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
- 6 添付資料 事業実績書（別紙 1）  
収支決算書（別紙 2）  
その他市長が必要と認める書類

(別紙 1)

事業実績書

事業の目的	
事業実績	
事業の効果	
備考	

(別紙 2)

収支決算書

(1) 経費の配分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考 (借入金)
		市補助金	自己負担	

(2) 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
市補助金		
自己負担		
計		

## (3) 支出の部

(単位：円)

区分	決算額	備考
(1) 試作に要する経費 (2) パッケージデザインに 要する経費 (3) 成分分析に要する経費 (4) 試作品の試食会や試験 販売等に要する経費 (5) 商談会等への出展に要 する経費 (6) その他		
計		

様式第 6 号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者名 様

金沢市長

金沢産農林水産物商品化推進事業補助金確定通知書

年 月 日付け金沢産農林水産物商品化推進事業実績報告書を審査の結果、下記金額を当該補助事業に対する補助金として確定しましたので、金沢産農林水産物商品化推進事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

補助金確定交付額 円